

～ 小山市ブロック塀等安全対策助成事業 ～



小山市では、道路に面した危険なブロック塀等の撤去や、改修工事に対し、補助制度を設けています。

< 補助制度の概要 >

1. 補助対象の塀（コンクリートブロック塀、石塀、れんが塀 など）

- ① 建築基準法に規定する道路に面する塀
- ② 建築基準法施行令に掲げる基準を満たしていない塀

2. 補助対象工事

- ① 塀の「撤去工事」又は「改修工事（撤去＋軽量な塀等の設置）」
- ② 小山市内の業者に請け負わせる工事

3. 補助額

区分		対象経費（①又は②の少ない額）	補助率	限度額
撤去	通学路	① 工事に要する額（見積額）	3/4	15万円
	通学路以外	② 1.8万円/m×工事延長	1/2	10万円
改修	通学路	① 工事に要する額（見積額）	3/4	45万円
	通学路以外	② 3.9万円/m×工事延長	1/2	30万円

4. 注意事項

- ・ 受付には事前相談が必要です。下記のお問合せ先までご連絡ください。
- ・ 新たに設置する「軽量な塀等」については、次のページをご覧ください。

お問合せ：小山市 建築指導課 建築指導係

TEL 0285-22-9233 / FAX 0285-22-9685

詳細はコチラ →
(小山市 HP)

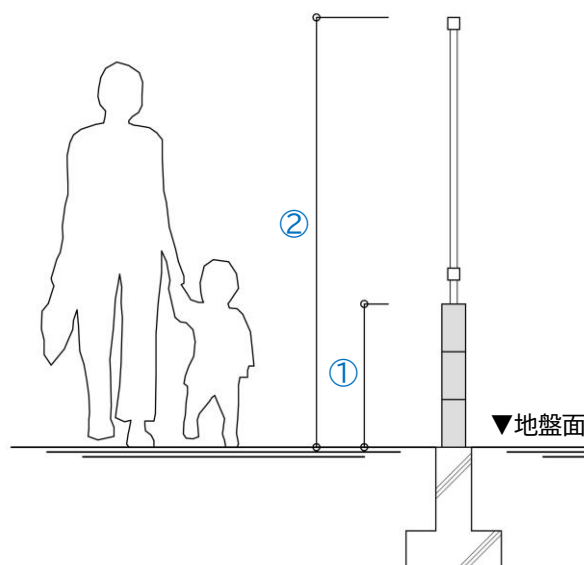


< 新たに設置する「軽量な塀等」について >

補助制度を活用して塀の「改修工事（撤去＋軽量な塀等の設置）」を行う場合は、新たに設置する「軽量な塀等」について以下の基準を設けています。これは、地震発生時などに、万が一、塀が倒壊した場合でも被害の軽減を図るためです。

安全なまちづくり推進のため、ご協力をお願いします。

1. 「軽量な塀等」とは、フェンス、板塀、生垣など、ブロック塀と比較して軽量であるものをいいます。
2. 新たに設置する軽量な塀等の基準は下図のとおりです。
 - ① 新たにブロック塀等を積む場合は、そのブロック塀等の高さは、低い方の地盤面から60cm以下としてください。
※地盤面の高低差などにより60cm以下とするのが困難な場合はご相談ください
 - ② 全体の塀の高さは、低い方の地盤面から180cm以下としてください。



【 図：新たに設ける軽量な塀等の設置イメージ 】

3. その他

- ・上記の他、建築基準法、各メーカーの仕様などの基準を順守してください。
- ・地区計画が定められている地域においては、地区計画により塀の基準が定められている場合があります。詳しくは建築指導課までお問合せください。